

Administration for Psychiatry

新たな自殺総合対策大綱にもとづく自殺対策の推進 —地域における精神保健医療福祉サービスの連動性の向上—

本橋 豊 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
自殺総合対策推進センター長

自殺総合対策の最新の動向

2016年4月1日に改正自殺対策基本法が施行され、2017年7月25日には新たな自殺総合対策大綱が閣議決定された¹⁾。改正自殺対策基本法では、自殺対策の理念が明確化され、地域自殺対策推進の強化の方針が盛り込まれた²⁾。基本理念として「自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人と尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない」(第二条第1項)が示された。また、「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されな

ければならない」(第二条第5項)とされている。また2016年4月から発足した自殺総合対策推進センターは、このような基本理念を着実に実現し、わが国の自殺対策を推進していくために、国ならびに地方公共団体などの施策と実践を支えていくことになった。地域自殺対策の推進については、地域自殺対策推進センター設置を義務化して基礎自治体への政策推進を支援すること、地域自殺対策計画策定の義務づけ、都道府県および市町村における自殺未遂者や自死遺族支援のための支援体制の強化が示されている。

新たな自殺総合対策大綱では、改正自殺対策基本法を踏まえて具体的な施策の枠組を示している(図1)³⁾。そのなかで、従来の重点施策に加えて5つの重点施策の追加がなされた。すなわち、「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」、「適切な精神保健医療福祉サービスを受

けられるようにする」、「社会全体の自殺リスクを低下させる」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」である。精神科臨床との関わり合いの深い施策は「適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする」であるが、ここでは精神科医療だけでなく保健福祉サービスとの連動性の向上が求められるとされている。その意味するところは、「自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする」ことである(自殺総合対策大綱本文5頁:第3自殺総合対策大綱の基本方針 2. 関連施策との有機的な